

環境確保条例及び同施行規則

(第三節 土壌及び地下水の汚染の防止関連抜粋)

環境確保条例	同施行規則		
(土壌汚染対策指針の作成等) 第113条 知事は、規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。	(特定有害物質) 第53条 条例第113条に規定する規則で定める有害物質は、別表第12の上欄に掲げる物質とする。		
(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等) 第114条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書（以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。）を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。 一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。 二 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。	(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等) 第54条 条例第114条第1項、第115条第2項及び第116条第4項（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき期限 二 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所 三 土壌地下水汚染対策計画書を提出すべき期限 2 条例第114条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第12の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。		
	3 条例第114条第1項第2号に規定する規則で定める場合（第117条第4項に規定する場合を含む。）及び条例第116条第4項第1号に規定する規則で定める場合（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 一 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該下欄に定める要件を満たすこと。 <table border="1"> <tr> <td> 一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地 </td><td> 地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第12の2の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点が </td></tr> </table>	一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第12の2の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点が
一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第12の2の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点が		

	あること。 ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 イ 地下水を水道法第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口 ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点 二 土壌の特定有害物質の濃度が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実であると認められる土地 当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
--	---

2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	(土壤地下水汚染対策計画書) 第54条の2 条例第114条第1項、第115条第2項、第116条第4項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第116条第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する土壤地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げる事項を記載した別記第30号様式による土壤地下水汚染対策計画書によらなければならない。 一 汚染の状況 二 土壤汚染の除去等の措置の区域(条例第115条第2項又は第116条第4項第2号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の区域) 三 土壤汚染の除去等の措置の方法(条例第115条第2項又は第116条第4項第2号(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合にあつては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壤汚染の除去等の措置の方法)及びその選択理由 四 土壤汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期 五 土壤汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策 六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法
	2 前項の土壤地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 土壤汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面 二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 三 措置終了後の状況を明らかにした図面 四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名(法人にあつては名称)及び処理施設の所在地を記載した書類 五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理することができることを証する書類
3 第1項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書(以下この条において「第114条計画書」という。)を提出した者は、当該第114条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
4 知事は、第114条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第114条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
5 第114条計画書を提出した者は、当該第114条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	(土壤汚染の除去等の措置の完了届) 第54条の3 条例第114条第5項、第115条第6項、第116条第8項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第116条第9項(第116条の2第2項において

	準用する場合を含む。)に規定する土壤汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第31号様式による土壤地下水汚染対策完了届出書によらなければならない。 2 前項の土壤地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 土壤汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類 二 土壤汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
(地下水汚染地域における土壤等の汚染状況の調査要請等) 第115条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壤等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。	(汚染状況の調査) 第55条 条例第115条第1項、第116条第1項及び第9項、第116条の2第1項並びに第117条第2項に規定する土壤等の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第32号様式による土壤汚染状況調査報告書によらなければならない。 一 特定有害物質の使用、排出等の状況 二 特定有害物質による土壤等の汚染状況 三 地下水等の状況 2 前項の土壤汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 条例第115条第1項、第116条第1項及び第9項並びに第116条の2第1項に規定する汚染状況調査にあつては、当該工場又は指定作業場の図面 二 条例第116条第1項第2号及び第9項並びに第117条第2項に規定する汚染状況調査にあつては、施設等の除却に伴う土壤の掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記した図面 三 調査に係る土地の周辺の地図 四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面 3 条例第115条第1項ただし書及び第116条第4項第2号（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 一 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。 二 第54条第3項第1号の表1の項下欄に規定する取水口がなく、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと認められる土地であること。
2 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壤汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壤汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。	(地下水汚染地域における土壤又は地下水の汚染に係る基準) 第55条の2 条例第115条第2項及び第116条第4項第2号（第116条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 土壤の特定有害物質の濃度が別表第12の3の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「第二溶出量基準」という。）を超え、又は地下水の特定有害物質の濃度が別表第12の4の上欄に掲げ

	る特定有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「第二地下水基準」という。）を超えること。 二 当該土地において、土壤汚染対策指針に基づく土壤汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
3 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壤地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壤地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
4 第2項又は前項の規定による土壤地下水汚染対策計画書（以下この条において「第115条計画書」という。）を提出した者は、当該第115条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
5 知事は、第115条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第115条計画書に従って土壤汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
6 第115条計画書を提出した者は、当該第115条計画書に記載された土壤汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
（工場等の廃止又は施設等の除却時の義務） 第116条 次の各号に掲げる者は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第1号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 一 工場等廃止者（有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。） 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地 二 施設等除却者（有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。） 当該除却に伴い土壤の掘削を行う土地	（工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等） 第56条 条例第116条第1項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して120日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壤の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日 二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壤の掘削を行う日の30日前 三 条例第116条第1項ただし書の確認が取り消された場合 取消しの日から起算して120日を経過した日 2 条例第116条第1項第2号の規則で定める主要な施設等は、工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壤汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。 3 条例第116条第1項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第32号の2様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。 一 廃止した工場又は指定作業場の名称 二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷地面積 三 廃止した工場又は指定作業場における特定

	有害物質の使用、排出等の状況 四 確認を受けようとする土地の場所 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法 六 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難である理由 七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先 4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類 二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図 三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面 四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧 5 知事は、第3項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次の各号のいずれにも該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の全部又は一部について、条例第116条第1項ただし書の確認をするものとする。 一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。 ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。 イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。 ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接触れることのない状況であること。 二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。
2 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	第56条の2 条例第116条第2項の規定による届出は、変更の事実を証する書類等を付して、別記第32号の3様式による調査猶予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条第3項第4号から第6号までの事項の変更にあっては当該事項の変更の前に、条例第116条第1項ただし書の確認を受けた者の地位の承継又は前条第3項第7号の事項の変

	更にあっては当該変更のあったときから遅滞なく届け出なければならない。
3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。	
4 知事は、第1項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。	
5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
6 第4項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第116条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第116条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
7 知事は、第116条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第116条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
8 第116条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第116条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
9 第1項及び第4項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第116条計	

画書の作成若しくは提出又は土壤汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第 116 条計画書の作成及び提出並びに土壤汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。	
10 知事は、前項（次条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。	第 56 条の 3 条例第 116 条第 10 項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。 - 一 譲渡又は返還のあった土地の場所 - 二 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称 - 三 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称 - 四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日 - 五 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類 - 六 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第 118 条の 2 第 1 項に規定する台帳が調製されているときは、その旨 - 七 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第 116 条第 4 項（第 116 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による指示がなされているときは、その指示の内容
11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第 9 項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第 9 項の譲渡を受けた者が、第 1 項、第 6 項又は第 9 項の規定に基づく汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置があったものとみなす。	
（有害物質取扱事業者による自主調査） 第 116 条の 2 有害物質取扱事業者（第 115 条第 1 項、前条第 1 項又は第 117 条第 2 項の規定の適用を受ける者を除く。）は、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。	
2 前条第 4 項から第 9 までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 116 条の 2 第 1 項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第 5 項中「前項」とあるのは「第 116 条の 2 第 2 項において準用	

する第116条第4項」と、前条第6項中「第4項又は前項」とあるのは「第116条の2第2項において準用する第116条第4項又は第5項」と、「第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第7項及び第8項中「第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第9項中「第1項及び第4項から前項まで」とあるのは「第116条の2第2項において準用する第116条第4項から第8項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若しくは報告、第116条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第116条計画書」とあるのは「第116条の2計画書」と読み替えるものとする。	
(工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務) 第116条の3 次の各号に掲げる土地において、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。 一 第115条第1項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌汚染が同条第2項の規則で定める基準に該当しなかった土地 二 第116条第1項の規定による汚染状況調査の結果、同条第4項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかった土地 三 第114条第3項若しくは第4項、第115条第4項若しくは第5項、第116条第6項、第7項若しくは第9項(前条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第116条第11項又は次項の規定により措置が講じられた土地	(汚染地の改変) 第56条の4 条例第116条の3第1項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当する行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。)とする。 一 土壌汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。 二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上であること(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。) 三 土地の形質の変更であつて、その深さが3メートル以上であること(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。) 四 汚染土壌を敷地外へ搬出すること(試験研究の用に供するために行う場合を除く。) (汚染拡散防止計画書) 第56条の5 条例第116条の3第1項並びに第117条第3項及び第7項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、次に掲げる事項(条例第122条第1項第2号の土壌の搬出のみを行う場合は、第2号、第3号及び第5号を除く。)を記載した別記第33号様式による汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第12条第1項又は第16条第1項に基づく届出をしたときは、当該届出をもって汚染拡散防止計画書の提出に代えることができる。 一 汚染の状況 二 汚染の拡散防止の区域 三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策 六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法

	2 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等（条例第122条第1項第2号の土壤の搬出のみを行う場合は、第2号及び第3号を除く。）を添付しなければならない。 一 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 三 改変終了後の状況を明らかにした図面 四 汚染土壤を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壤の処理を行う者の氏名（法人にあっては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類 五 汚染土壤の処理を行う者が当該汚染土壤を適切に処理できることを証する書類 3 前二項の規定は、条例第122条第1項第2号の土壤の搬出のみを行う場合にあっては、第56条の5第1項第4号中「汚染の拡散防止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壤の搬出の開始及び終了の時期」と、同項第6号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と、前項第1号中「改変する土地」とあるのは「搬出する汚染土壤」と、同項第4号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行う者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行う土地の所在地」と、同項第5号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と読み替えて適用する。 （汚染拡散防止措置の完了届） 第56条の6 条例第116条の3第3及び第117条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第33号の2様式による汚染拡散防止措置完了届出書によらなければならない。ただし、土壤汚染対策法第12条各項又は第16条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壤の搬出を行つたと認められるときは、当該事実を証する書類の提出をもって汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる。 2 前項の汚染拡散防止措置完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 改変の実施及び汚染土壤の搬出に関する事項を記載した書類 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
2 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。	
3 第1項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
（土地の改変時における改変者の義務） 第117条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指	（土地の改変時の調査等） 第57条 条例第117条第1項に規定する規則で定める面積は、3000平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第4条第1項の適用を受ける土地にあっては、900平方メートルと

針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。	する。 2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 土地の形質の変更（建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。）並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 ア 通常管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの (1) 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増設 (2) 用水又は排水施設の設置 (3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削 (4) 既存道路の補修（新設又は拡幅を伴うものを除く。） (5) その他土壤汚染の拡散のおそれがなく、かつ、(1)から(4)までに類する行為 イ 改変の対象となる土地の面積の合計が300平方メートル未満の行為（当該箇所において汚染土壌処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壤汚染が生じている場合を除く。） ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 二 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出の対象となる行為 3 条例第117条第1項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第34号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。 一 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地利用の履歴 二 特定有害物質の使用、排出等の状況
2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう求めることができる。	
3 土地改変者は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	
4 知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壤汚染が第114条第1項第2号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。	
5 第3項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）に従	

って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。			
6 第3項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。			
7 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第1項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。 一 第2項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第5項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地 二 第5項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地			
8 第5項及び第6項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは「第7項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあつては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第6項中「第3項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。			
（記録の保管、引継等） 第118条 第114条から前条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあつては当該調査、計画書又は措置の内容について、第116条第1項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあつては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。			
2 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。			
（台帳の調製等） 第118条の2 知事は、第114条から第117条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。	（台帳の調製等） 第58条 条例第118条の2第1項に規定する台帳は、次の表の上欄に掲げる土地に応じ、当該下欄に掲げる帳簿等をもって調製するものとする。 <table border="1" data-bbox="810 1861 1444 2018"> <tr> <td data-bbox="810 1861 1129 2018"> 一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地 </td><td data-bbox="1129 1861 1444 2018"> 帳簿及び第3項の書類等 </td></tr> </table>	一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第3項の書類等
一 条例第114条第1項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第3項の書類等		

	二 条例第 1 1 5 条から第 1 1 6 条の 2 ま で及び第 1 1 7 条ま での規定に基づく汚 染状況調査により、 土壌の特定有害物質 の濃度が汚染土壌処 理基準を超えている こと又は地下水中の 特定有害物質の濃度 が地下水基準を超え ていることが確認さ れた土地	帳簿及び第 3 項の書類 等
	三 条例第 1 1 5 条から第 1 1 6 条の 2 ま で及び第 1 1 7 条ま での規定に基づく汚 染状況調査を実施し た土地（二の項に規 定するものを除く。）	帳簿及び第 4 項の知事 が必要と認めた書類等
	四 土地利用の履歴等 調査（条例第 1 1 7 条第 1 項の規定に基 づく調査をいう。以 下同じ。）を実施した 土地	帳簿
	五 自然由来等基準不 適合土壌（条例第 1 2 2 条第 1 項第 2 号 に規定する土壌をい う。以下同じ。）の搬 出元及び搬出先の土 地（二の項に規定す るものを除く。）	帳簿及び第 4 項の知事 が必要と認めた書類等
	2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 前項の表一の項に規定する土地にあっては指示、同表二の項及び三の項に規定する土地にあっては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項 二 前項の表二の項及び三の項に規定する土地にあっては汚染状況調査の結果の報告年月日、同表四の項に規定する土地にあっては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、同表五の項に規定する土地にあっては搬出に係る届出年月日 三 土地の所在地 四 調製年月日又は訂正年月日 五 条例第 1 1 5 条第 1 項、第 1 1 6 条第 1 項、第 9 項若しくは第 1 1 項又は第 1 1 6 条の 2 第 1 項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては当該工場又は指定作業場の名称（当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨）、条例第 1 1 7 条第 2 項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る事業の名称 六 汚染状況調査を実施した場合にあっては当該調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積、土地利用の履歴	

	等調査を実施した場合にあっては当該調査を実施した土地の面積 七 汚染状況調査を実施した場合は、当該調査の方法に関する特記事項 八 汚染状況調査を実施した場合にあっては特定有害物質による土壌等の汚染状況、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあっては特定有害物質による土壌汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合にあっては当該土壌の特定有害物質による汚染状況 九 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあっては、汚染状況調査の受託者 十 当該土地の状況が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容 十二 当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 十三 当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 十四 当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨 十五 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあっては、当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法（当該土地の土壌が自然由来等基準不適合土壌である場合を除く。） 十六 自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合は、当該土壌の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法 十七 前項の表四の項に規定する土地にあっては、汚染状況調査の実施状況 3 第1項の表一の項及び二の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等を添付するものとする。 一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等 二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面 三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面 四 対象地周辺の地図 4 第1項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。 一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等 二 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等 三 対象地周辺の地図 5 台帳の帳簿等の内容に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。
2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。	

(調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等) 第119条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施設等除却者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。	
2 知事は、第114条第1項第2号に規定する規則で定める場合(第117条第4項に規定する場合を含む。)又は第116条第4項第1号に規定する規則で定める場合(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するように努めるものとする。	
(勧告等) 第120条 知事は、第114条第5項、第115条第6項、第116条第1項、第8項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条の3各項並びに第117条第1項、第3項、第5項(第8項において準用する場合を含む。)、第6項(第8項において準用する場合を含む。)及び第7項に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。	
2 知事は、第116条第1項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となっている土地の場所及びその範囲について、公表することができる。	
3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。	
(費用の負担) 第121条 第116条第9項(第116条の2第2項において準用する場合を含む。)、第116条の3及び第117条の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第116条の2第2項において準用する場合にあつては有害物質取扱事業者)から、第116条第1項の廃止若しくは除却に係る土地又は第116条の2第1項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。	

(土地の所有者等の協力義務) 第 1 2 1 条の 2 第 1 1 4 条から第 1 1 7 条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。	
(適用除外) 第 1 2 2 条 第 1 1 3 条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。 一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 9 号)第 2 条第 1 項に規定する農用地の土壌 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌 三 前二号に掲げるもののほか、法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌	
2 前項第二号の規定にかかわらず、第 1 1 3 条から前条までの規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。	
第六章 雑則	
	(処分についての意見の申出) 第 8 0 条 条例第 5 条の 8 第 1 項、同条第 3 項、第 5 条の 1 3 第 1 項、第 5 条の 1 4 第 2 項、第 5 条の 1 5 第 2 項、第 5 条の 1 8、第 8 条の 5 第 1 項、第 8 条の 9 第 1 項、第 8 条の 1 9 第 1 項、第 8 条の 2 0、第 8 条の 2 1、第 4 2 条第 1 項、第 5 8 条、第 6 0 条、第 9 1 条、第 9 8 条第 4 項、第 1 0 2 条、第 1 0 3 条、第 1 1 4 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 4 項、第 1 1 5 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 5 項、第 1 1 6 条第 4 項(第 1 1 6 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 1 1 6 条第 5 項(第 1 1 6 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 1 1 6 条第 7 項(第 1 1 6 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 1 2 5 条第 2 項、第 1 3 9 条又は第 1 5 5 条第 2 項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね 7 日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。 2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね 1 4 日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(違反者の公表) 第 1 5 6 条 知事は、第 5 条の 6 第 1 項、第 8 条の 4 第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第 9 条の 7、第 1 7 条の 2 3 第 1 項、第 2 5 条、第 2 5 条の 8、第 3 2 条、第 3 6 条、第 4 0 条、第 4 8 条、第 5 6 条又は第 1 2 0 条第 1 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	
第七章 罰則	
第 1 5 8 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 一 第 9 1 条、第 9 8 条第 4 項、第 1 1 4 条第 2 項若しくは第 4 項、第 1 2 5 条第 2 項又は第 1 3 9 条の規定による命令に違反した者 二 (略)	
第 1 5 9 条 次の各号の一に該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。 一 第 8 条の 5 第 1 項、第 8 条の 1 9 第 1 項、第 4 2 条第 1 項、第 5 8 条、第 6 0 条、第 1 1 5 条第 3 項若しくは第 5 項又は第 1 1 6 条第 5 項(第 1 1 6 条の 2 第 2 項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第 7 項(第 1 1 6 条の 2 第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者 一の二から二まで (略)	